

吹田市下水道条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(排水設備の構造基準)</p> <p>第5条 排水設備は、次に掲げる構造基準によらなければならない。ただし、市長がこれにより難いと認め、別に定める場合においては、その定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) ますの内のりは、次に掲げるますの種類の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとする。</p> <p>ア <u>内径が150ミリメートル以下の排水管のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの 150ミリメートル以上</u></p> <p>イ <u>内径が200ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートル以下の排水渠のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの 300ミリメートル以上</u></p> <p>ウ <u>内径が200ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートル以下の排水渠のますで地表面から管底までの深さが800ミリメートルを超えるもの及び内径が200ミリメートルを超え300ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートルを超え706.5平方センチメートル以下の排水渠のます 400ミリメートル以上</u></p> <p>エ <u>内径が300ミリメートルを超える排水管又は断面積が706.5平方センチメートルを超える排水渠のます 500ミリメートル以上</u></p> <p>(3) 水洗便所は、洗浄式のものとし、洗浄水量は1回の洗浄で便器内のし尿を公共下水道に支障なく排除することができる水量とすること。</p> <p>(4) ディスポーザ（生ごみを破碎して水とともに排出する装置をいう。）は、破碎された生ごみを処理し、汚濁負荷を低減する排水処理部と連結された一体のシステムを構成するものであつて、市長が定める性能基準に適合するものとする。</p>	<p>(排水設備の構造基準)</p> <p>第5条 排水設備は、次に掲げる構造基準によらなければならない。ただし、市長がこれにより難いと認め、別に定める場合においては、その定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) ますの内のりは、次に掲げるますの材質の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとする。</p> <p>ア <u>硬質塩化ビニル及びポリプロピレン 次に掲げるますの種類の区分に応じ、それぞれ次に定める長さ</u></p> <p>ア <u>内径が150ミリメートル以下の排水管のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの 150ミリメートル以上</u></p> <p>イ <u>内径が150ミリメートル以下の排水管のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートルを超え1,200ミリメートル以下のもの 200ミリメートル以上</u></p> <p>ウ <u>内径が150ミリメートルを超え250ミリメートル以下の排水管のますで、地表面から管底までの深さが1,200ミリメートル以下のもの 300ミリメートル以上</u></p> <p>イ <u>コンクリート 次に掲げるますの種類の区分に応じ、それぞれ次に定める長さ</u></p> <p>ア <u>内径が150ミリメートル以下の排水管又は断面積が176.6平方センチメートル以下の排水渠のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの 150ミリメートル以上</u></p> <p>イ <u>内径が150ミリメートルを超え200ミリメートル以下の排水管又は断面積が176.6平方センチメートルを超え314平方センチメートル以下の排水渠のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの 300ミリメー</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(5) 床下集合配管システムは、汚水の逆流又は滞留が生じない口径及び勾配の配管を有する構造のものであつて、保守点検及び維持管理が容易にできるものとする。</p>	<p>トル以上</p> <p>(ウ) <u>内径が200ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートル以下の排水渠のますで地表面から管底までの深さが800ミリメートルを超えるもの及び内径が200ミリメートルを超え300ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートルを超え706.5平方センチメートル以下の排水渠のます 400ミリメートル以上</u></p> <p>(エ) <u>内径が300ミリメートルを超える排水管又は断面積が706.5平方センチメートルを超える排水渠のます 500ミリメートル以上</u></p> <p>(3) <u>排水管の勾配は、次に掲げる排水管の種類に応じ、それぞれ次に定める勾配以上とすること。</u></p> <p>ア <u>内径が100ミリメートル以上125ミリメートル未満の排水管 100分の2以上</u></p> <p>イ <u>内径が125ミリメートル以上150ミリメートル未満の排水管 100分の1.7以上</u></p> <p>ウ <u>内径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満の排水管 100分の1.5以上</u></p> <p>エ <u>内径が200ミリメートル以上250ミリメートル未満の排水管 100分の1.2以上</u></p> <p>オ <u>内径が250ミリメートル以上の排水管 100分の1以上</u></p> <p>(4) <u>水洗便所は、洗浄式のものとし、洗浄水量は1回の洗浄で便器内のし尿を公共下水道に支障なく排除することができる水量とすること。</u></p> <p>(5) <u>排水が、油脂類、ガソリン、土砂等排水設備の機能を著しく妨げ、又は排水設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な箇所に維持管理の容易な阻集器を設けること。</u></p> <p>(6) <u>ディスポーザ（生ごみを破碎して水とともに排出する装置をいう。）は、破碎された生ごみを処理し、汚濁負荷を低減する排水処理部と連結された一体のシステムを構成するものであつて、市長が定める性能基準に適合するものとする。</u></p> <p>(7) 床下集合配管システムは、汚水の逆流又は滞留が生じない口径及び勾配の配管を有する構造のものであつて、保守点検及び維持管理が容易にできるものとする</p>

現 行	改 正 案
	こと。